

○日本住宅性能表示基準に定める性能表示事項と公営住宅等としての要求性能

項目	公営住宅等としての要求性能
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 等級 1 建築基準法水準
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) 等級 1 建築基準法水準
	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 等級 1 建築基準法水準
	1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 等級 1 建築基準法水準
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	1-7 基礎の構造方法及び形式等
2. 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時) 等級 1 その他
	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時) 等級 1 その他
	2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下) 等級 1 その他
	2-4 脱出対策 (火災時)
	2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部)) 等級 1 その他
	2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) 等級 1 その他
	2-7 耐火等級 (界壁及び界床) 等級 1 その他
3. 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等) 耐火・準耐火：等級 3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で3世代（概ね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている。 木造：等級 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で2世代（概ね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている。
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級 (専用配管) 等級 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている。

項目		公営住宅等としての要求性能
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	等級 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている。
	4-3 更新対策 (共用排水管)	等級 2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている。
	4-4 更新対策 (住戸専用部)	
5. 溫熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	等級 4 相当 熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準を満たすこと）が講じられている。
	5-2 一次エネルギー消費量等級	等級 4 相当 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められてきたものであるものに限る。）を満たすこと）が講じられている。
6. 空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	等級 3 ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない（日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上）
	6-2 換気対策	
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	
7. 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	
	7-2 方位別開口比	
8. 音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策	R C造・S R C造：相当スラブ厚15cm以上又は等級 2 やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下で概ね日本工業規格のL _{i,r,H-65} 等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている。 R C造・S R C造以外：相当スラブ厚11cm以上
	8-2 軽量床衝撃音対策	等級 1 その他
	8-3 透過損失等級 (界壁)	等級 1 建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度
	8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	等級 2 優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格のR _{m(1/3)-20} 相当以上）が確保されている程度

項目		公営住宅等としての要求性能
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	等級3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている。
	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	等級3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている。
10. 防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	